

社会福祉法人和創会役員及び評議員

評議員選任解任員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和創会(以下「法人」という。)役員及び評議員、評議員選任解任委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、または、評議員選任解任委員が委員会に出席したときに別表1により報酬を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用範囲)

第7条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成29年4月 1日から施行する。

この規程は平成30年3月 1日から施行する。

この規程は令和 2年1月29日から施行する。

この規程は令和 3年1月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額15,000円	なし
評議員会出席報酬等	日額15,000円	なし
評議員選任解任委員会出席報酬等	日額15,000円	なし

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等	月額700,000円	なし
理事及び評議員業務報酬等	日額15,000円	なし
監事報酬等	日額15,000円	なし

別表3 (第6条関係)

名 称	報 酬 1 日	実費弁償費
報酬及び旅費	15,000円	旅費規程に基づく

別表4 (第8条関係)

名 称	報 酬 1 日	実費弁償費
報酬及び旅費	15,000円	なし